

名護市堆肥センターの指定管理者候補者の選定結果について

名護市 農林水産部 園芸畜産課が所管する名護市堆肥センターについては、次のとおり指定管理者候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

- (1) 名 称 名護市堆肥センター
- (2) 所在地 名護市字源河 2534 番地 387
- (1) 設置目的 市は、法第 244 条第 1 項の規定に基づき、家畜排せつ物等を原材料として堆肥を生産するバイオマス利用を促進することにより、畜産環境の保全と農産物の生産性向上を図るため、名護市堆肥センターを設置する。

2 指定管理者候補者

- (1) 名 称 沖縄県農業協同組合
- (2) 代表者名 代表理事理事長 前田 典男
- (3) 住 所 沖縄県那覇市壺川二丁目 9 番地 1

3 指定予定期間 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経緯

(1) 公募等

- ① 募集期間 令和 6 年 8 月 1 日 から 令和 6 年 9 月 30 日まで
- ② 申請団体数 1 団体

(2) 審査方法等

① 選定委員会

ア 選定機関の名称 名護市指定管理者選定委員会

イ 選定委員会の委員

委員長 副市長

委 員 総務部長 企画部長 地域経済部長 市民部長 福祉部長
こども家庭部長 農林水産部長 建設部長 環境水道部長
教育次長

② 選定委員会審査日 令和 6 年 10 月 10 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分

③ 選定基準

ア 事業計画の内容等が市民の平等な利用を確保することができること。

イ 事業計画の内容等が施設及びその設備の効用を最大限に発揮させること。

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られること。

エ その他名護市堆肥センターの性質又は目的に応じて必要とすること。

④ 審査表（指定管理者候補者）

別紙のとおり

⑤ 選定結果

各委員の採点表を集計した結果、総得点が配点合計の6割以上のため、「沖縄県農業協同組合」を指定管理者候補者として選定する。

（非公募の場合又は公募による1申請者の場合）

公募結果として応募が1申請者のみであるとき又は非公募としたときは、全出席委員の採点合計点数が選定基準点以上となった場合において、当該申請者を指定管理者候補者とする。

名護市堆肥センター指定管理者選定委員会 審査採点表

団体名: 沖縄県農業協同組合

選定基準	審査項目	審査内容	配点	配点数 × 委員数	得点
(1) 事業計画の内容等が市民の平等な利用を確保することができるものであること。(配点25点)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が市民の利益に合致しているか。	10	110	82
	管理運営の基本方針	施設の設定目的を理解した基本方針となっているか。	10	110	86
	平等利用の確保	全般的に利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。	5	55	39
(2) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有し、施設の管理において適正な計画立案がされていること。(配点60点)	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。	10	110	84
	業務実績	類似施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。	10	110	80
	管理執行体制	施設の機能を十分に発揮できる管理執行体制や人員配置の組織となっているか。	15	165	105
	維持管理計画	適正に管理運営が出来る維持管理計画となっているか。 (外部への一部委託を含む。)	15	165	102
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。(収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。)	10	110	60
(3) 事業計画の内容が施設の効果を発揮させるものであること。(配点70点)	堆肥の原料受入から、販売までの計画	公平適正な堆肥等原料の受入について、具体的な提案内容となっているか。	20	220	160
		良質な堆肥等の製造及び品質向上に向けた取組について具体的な提案となっているか。	20	220	168
		堆肥等の適正な価格帯設定、堆肥の販売方法や販売促進に向けた取組等について具体的な提案となっているか。	20	220	148
		利用者等の要望について、把握する方法等が検討されているか。	10	110	74
(4) 施設の管理・利用等の対応に関して安心安全が図られるものであること。(配点30点)	法令遵守及び環境への配慮	関係法令及び条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。(個人情報管理や情報公開への対応なども含む) 環境に配慮するための取組がなされているか。	10	110	80
	利用者のトラブル対応	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。	10	110	74
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。	10	110	74
(5) その他 (配点15点)	その他の提案について	自主事業やサービス向上等により、利用者をはじめとした市民に有益な提案ができているか。	15	165	102
合計			200	2200	1518
選定基準点			120	1320	